

居宅介護支援事業所 特定事業所加算等添付書類一覧

	厚生労働省が定める基準	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算A	特定事業所医療介護連携加算	提出書類	備考
		○	○	○	○	○	・介護給付算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ・特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書	
1	常勤専従の主任介護支援専門員を配置している	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上	○	・勤務形態一覧表 ・介護支援専門員証の写し ・主任介護支援専門員研修修了証の写し	加算Aの常勤専従の介護支援専門員2名以上のうち1名は非常勤の常勤換算によるものでも可
2	常勤専従の介護支援専門員を配置している	3名以上	3名以上	2名以上	2名以上		・会議の定期開催が確認できる資料	会議次第、出席者名簿、議事録等
3	利用者に関する情報又はサービスの提供に当たっての留意事項に係る伝達を目的とした会議を定期的で開催している	○	○	○	○		・連携体制が整備されていることが確認できる資料	重要事項説明書等
4	24時間常時連絡のできる体制を整備している	○	○	○	○ (連携可)		・割合が確認できる資料	
5	算定日が属する月の利用者数のうち、要介護3～5である者の占める割合が40%以上	○					・研修計画書	全体計画、介護支援専門員ごとの個別計画等
6	介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施している	○	○	○	○ (連携可)		・体制が整備されていることが確認できる資料	地域包括支援センターとの連絡票、支援経過、受付票等
7	地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している	○	○	○	○		・参加が確認できる資料	開催通知及び参加者名簿等
8	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している	○	○	○	○		・特定事業所集中減算に係る届出書の写し	加算算定月の減算の有無が確認できるもの
9	特定事業所集中減算の適用を受けていない	○	○	○	○		・平均件数が確認できる資料	
10	介護支援専門員1人当たり（常勤換算方法による）担当件数が45件未満である	○	○ (50件未満)	○	○		・「千葉県介護支援専門員実務研修受入協力事業所の登録」についての写し	
11	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している	○	○	○	○ (連携可)		・実施状況又は実施計画が確認できる資料	開催通知及び参加者名簿等
12	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している	○	○	○	○ (連携可)			必要に応じてケアプランに位置付けてください。
13	必要に応じて、多様な主体により提供される地容赦の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している	○	○	○	○		・連携回数及び連携内容が確認できる資料	支援経過、退院・退所情報記録書等
14	退院・退所加算の算定に係る病院又は診療所等との連携回数の合計が年間35回以上である（前々年度の3月～前年度の2月）					○	・ターミナルケアマネジメント加算の算定回数が確認できる資料	支援経過、給付実績等
15	ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定している（前々年度の3月～前年度の2月）					○		

※特定事業所医療介護連携加算を算定するには、加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲのいずれかを算定していることが条件となります。